

第39回

高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成29年12月5日開会

平成29年12月5日閉会

高知県・高知市病院企業団議会

第39回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録目次

招集告示	1
議員席次	1

第1日（12月5日）

出席議員	2
説明のため出席した者	2
議会事務局職員出席者	3
議事日程	3
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	4
議案の上程	4
古味企業長	4
質疑	13
採決	23

卷末掲載文書

議案の提出について	24
議決一覧表	25

召 集 告 示

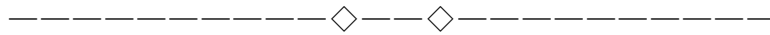
高知県・高知市病院企業団告示第4号

第39回高知県・高知市病院企業団議会定例会を、平成29年12月5日に高知医療センター

11階会議室に招集する。

平成29年11月8日

高知県・高知市病院企業団企業長 古味 勉



議 員 席 次

1番	岡 崎	豊 君	2番	岡 田	泰 司 君
3番	梶 原	大 介 君	4番	川 村	貞 夫 君
5番	黒 岩	正 好 君	6番	近 藤	強 君
7番	坂 本	茂 雄 君	8番	迫	哲 郎 君
9番	塚 地	佐 智 君	10番	寺 内	憲 資 君
11番	土 居	央 君	12番	中 澤	はま子 君
13番	西 内	健 君	14番	浜 田	豪 太 君

第39回高知県・高知市病院企業団議会定例会会議録

平成29年12月5日（火曜日） 会議第1日

出席議員

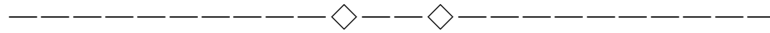
1番	岡崎	豊	君	2番	岡田	泰司	君
3番	梶原	大介	君	4番	川村	貞夫	君
5番	黒岩	正好	君	6番	近藤	強	君
7番	坂本	茂雄	君	8番	迫	哲郎	君
9番	塚地	佐智	君	10番	寺内	憲資	君
11番	土居	央	君	13番	西内	健	君
14番	浜田	豪太	君				

説明のため出席した者

企業長	古味	勉	君
病院長	吉川	清志	君
副院長	山下	元司	君
副院長	島田	安博	君
副院長	西岡	豊	君
副院長	森田	莊二郎	君
統括調整監兼事務局長	浅野	忠	君
監査委員	宮本	光教	君
医療局長	福井	康雄	君
看護局長	田鍋	雅子	君
薬剤局長	宮本	典文	君
医療技術局長	西川	智彦	君
がんセンター長	西岡	明人	君
循環器病センター長	山本	克人	君
救命救急センター長	西田	武司	君
総合周産期母子医療センター長	林	和俊	君
地域医療センター副センター長	宇井	泰之	君
医療情報センター副センター長	関川	博之	君
経営支援分析官	町田	尚敬	君
事務局次長	山本	久美	君
事務局次長（議会事務局長）	加藤	勝巳	君

議会事務局職員出席者

書	記	濱	田	太	郎	君
書	記	安	藤	大	輔	君
書	記	山	下	史	尋	君
書	記	中	村	真	帆	君



議 事 日 程 (第 1 号)

平成29年12月5日 (火曜日) 午前10時開議

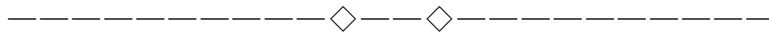
第 1 会議録署名議員の指名

第 2 会期の決定

第 3

議第 1 号 高知県・高知市病院企業団債権管理条例議案

議第 2 号 平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算



午前10時00分 開会 開議

○議長 (近藤 強君) おはようございます。

おそろいになりましたので、ただいまから平成29年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

御報告いたします。

中澤はま子議員から、所用のため本日の会議を欠席したい旨、届け出がありました。



会議録署名議員の指名

○議長 (近藤 強君) これより日程に入ります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の定めるところにより、今期定例会を通じて、

5 番 黒 岩 正 好 議員

7 番 坂 本 茂 雄 議員

8 番 迫 哲 郎 議員

をお願いいたします。

-----◇-----◇-----
会期の決定

○議長（近藤 強君） 日程第2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期を本日1日といたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（近藤 強君） 御異議ないものと認めます。よって、今期定例会の会期は本日1日と決しました。

-----◇-----◇-----
議案の上程（議第1号高知県・高知市病院企業団債権管理条例議案及び議第2号平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算）

○議長（近藤 強君） 日程第3、議第1号「高知県・高知市病院企業団債権管理条例議案」と議第2号「平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算」の2件を議事の都合上、一括議題といたします。

ただいま議題となりました議案に対する提出者の説明を求めます。

企業長 古味 勉君。

○企業長（古味 勉君） 本日、議員の皆様のご出席をいただき、平成29年12月病院企業団議会定例会が開催されますことを厚くお礼申し上げます。

議案の説明に先立ちまして、高知医療センターの運営状況につきまして、御報告をいたします。

まず、経営状況でございます。

本年10月までの入院患者数は延べ10万1,396人で1日平均474人、稼働額での1日1人当たりの入院診療平均単価は8万2,333円となり、入院収益は前年同期と比べ1.0%、約8,600万円増加しています。また、外来患者数は、延べ11万9,032人で1日平均821人、1人当たりの外来診療平均単価は1万8,702円で、外来収益は前年同期と比べ6.4%、約1億3,400万円増加しています。入院、外来ともに前年度を上回る水準で推移しており、当初予算で見込んでおりました医業収益を確保できる見込みです。

次に、がんサポートセンターでございます。

本年4月にオープンいたしました、がんサポートセンターにつきましては、5月のPET/CT検査開始に続き、7月と10月には2台の高精度放射線治療装置が順次稼働したことにより全面オープンとなり、最新の機器による高度で安全な放射線治療が可能となっております。今後も、がんサポートセンターを最大限に活用し、地域の皆様の期待、要望に応えられるよう、さらに熟度を高めるなど、取組を進めてまいります。

次に、患者支援センターでございます。

本年秋の開設を目指して準備を進めてまいりました患者支援センターを、11月6日にオープンいたしました。患者支援センターでは、当院に入院する患者さんに納得して、安全に安心して治療を受けていただくため、医師、看護師、薬剤師、管理栄養士、歯科衛生士、ソーシャルワーカーなどがチームとして入院前から患者さんをサポートします。患者さんの日常生活への早期復帰を支援する取組として、効果を期待しているところでございます。

次に、高知県ドクターヘリでございます。

平成23年3月に当院を基地病院として運航を開始しました高知県ドクターヘリの機体を、新しい機体に更新することとしております。新しい機体はキャビンが広く機能性の向上が図られており、12月20日からの運航開始を予定しております。ドクターヘリについては、出動回数が年々増加し、昨年度は800回を超えており、本県の救急医療にとって不可欠となっておりますので、今後もその運航には万全を期してまいります。

次に、こころのサポートセンターでございます。

精神科成人分野での入院受入の停止が続いており、県民の皆様、関係する医療機関などに対しまして、大変御迷惑をおかけしております。来年度からの受入再開を目指しまして、関係機関への要請など、県とともに、これまで以上に固い決意を持って医師確保の取組を進めているところでございます。一日でも早い入院受入の再開に向けて、最善を尽くしてまいりますので、御理解、御協力を賜りますようお願い申し上げます。

次に、平成29年度の給与改定でございます。

本年度、高知県人事委員会においては、月例給、ボーナスの引き上げ、医師等の初任給調整手当の引き上げなどについて勧告がなされ、高知県においては勧告に沿った改定が予定されております。病院企業団の給与については、高知県に準じた改定を基本としておりますので、県と同様の改定を実施してまいりたいと考えております。

それでは、今回提案しました議案について御説明いたします。

第1号議案は、債権管理条例の制定議案で、債権の管理に関しまして徴収を徹底するとともに、なおも回収困難な債権については債権放棄を可能とするなど、必要な事項を定めることにより、一層の適正化を図ろうとするものです。

第2号議案は、平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算で、地方公営企業法第30条の規定に基づき認定をお願いするものです。

平成28年度は事業収益が226億7,985万1,000円、事業費用が221億8,427万1,000円で、純損益は4億9,558万円の黒字となっております。特別損益を除く経常収支につきましても5億2,380万7,000円の黒字となっております。なお、議案の詳細につきましては後ほど統括調整監から説明いたします。議員の皆様におかれましては、何とぞ御審議の上、適切な議決をいただきますようお願い申し上げます。

○議長（近藤 強君） 浅野統括調整監。

○統括調整監兼事務局長（浅野 忠君） 統括調整監の浅野でございます。

御審議をいただきます債権管理条例議案、及び平成28年度決算認定議案につきまして御説明させていただきます。

まずは、右肩に①と記載しております、定例会議案（条例その他）をお願いいたします。

先ずは、1ページですが、議第1号「高知県・高知市病院企業団債権管理条例議案」でございます。条例案を読ませていただきます。

高知県・高知市病院企業団債権管理条例。

第1条、この条例は、高知県・高知市病院企業団（以下「企業団」という。）の債権の管理に関し、徴収その他の必要な事項を定めることにより、その管理について一層の適正化を図り、もって健全な病院経営に資することを目的とする。

第2条、企業団の債権管理に関し必要な事項については、当分の間、高知県債権管理条例（平成29年高知県条例第3号）の規定を準用する。

附則、この条例は、公布の日から施行する。

御説明は、お手元の「資料1 平成29年12月 高知県・高知市病院企業団議会 定例会議案の概要説明 ページ1からページ7 ①債権管理条例議案」で行わせていただきます。なお、事前にお配りしておりました資料に、債権管理条例に係る資料といたしまして、ページ3、ページ4の2ページを追加しております、以降のページ数も2ページずつ繰り下がっております。申しわけございません。

それでは、資料1の2ページ、議第1号関係から御説明させていただきます。

条例制定の趣旨等でございます。

現行の取り扱いからの主な変更点、条例制定いただきました場合の変更点でございますけれども、債権放棄に関する規定の整備ということになります。現行におきましては、債権放棄する場合がありますら、個々の案件ごとに事前に議会の御議決をいただくということが必要となっておりますけれども、条例が制定いただきました後は、500万円以下の債権につきましては条例で定める要件に該当すれば企業団として放棄することができるようになります。後日議会で御報告させていただくと、そういう枠組みになっております。

続きまして、企業団の状況でございます。

①放棄の対象となり得る債権例ということで、個人医業未収金、いわゆる個人負担分の医療費でまだお支払いいただいていない分、こういった個人医業未収金が債権放棄の対象となり得るといふふうに把握しております。28年度末、29年3月31日現在で個人医業未収金と位置づけておりますものが979件、金額に直しますと4,947万9,730円のようになっております。その金額、979件の金額の内訳を500万円以上等々書いてございますけれども、10万円から1万円の間が451件、1万円未満が404件といった形で、かなり10万円以下の金額の未収状況がほとんどだということになっております。

この次の、3ページをごらんいただきたいのですけれども、今申し上げました979件、金額4,947万9,730円の内訳の資料を3ページに追加という形で載せさせていただいております。左側の分類がそれぞれ理由になっているのですけれども、理由ごとにそれぞれの未収総額、人数、金額を掲載をしております。委託分といいますのは、回収委託の機関、法律事務所です、自主回収分につきましては我々企業団がみずから回収に取り組んでいる分という、そういう分類になっております。左から分類ございますとおり、上から3行目、「支払いを拒否している者」とか、下から3つ目ですが、「督促の連絡を行っても入金のない悪質な者」、こういった者につきましては、これまでもそうですけれども今後とも引き続き回収に努めていきたいというふうに考えております。

それでは、2ページに戻っていただきまして、真ん中の②でございます。

現行の対応という形で、まずは未収金発生いたしますと早期に電話とか文書による督促、あるいは分割納付の協議など、相手の経済状況に応じて柔軟な対応をしております。そういった対応をしてもなかなかお支払いしていただけない方につきましては督促状の発送、催告書発送、最終催告書発送、そして回収機関、弁護士事務所に委託しておりますけれども、こういった形で回収を図っておるということでございます。

恐れ入ります、4ページをごらんいただきたいと思っております、飛んで恐縮ですけれども。今申し上げましたことをもう少し詳しく書いております。

上の段でございますが、未収金の管理という形で、まず未収金発生した場合、それぞれこういった形でまずは病院の中で未払い、追加の請求等々あって未収金発生するのですけれども、委託会社であるソラスト社員が中心になって、まずは本人さんと直接当たるという形で対応させていただきます。続きまして、それでもなかなか回収できないものにつきましては、下段にございますけれども、いわゆる滞納金発生した状況ということになりますと、支払約束日における未払いが発生しますと、電話連絡いたします。それから文書発送、支払いの要請でございますけれども、1カ月以内に払ってくださいという趣旨の文書を発送いたします。それでも支払いのない場合は督促状、この中で、これでまた改めて文書でお願いをいたしまして、一、二カ月以内に払ってくださいねというふうな形をします。それでもお支払いがない場合は最終的な催告書と申しますか、こういったものを送付いたします。この中で法的手段もとることもあり得ますよといった形で催告をするわけでございます。その中で、どうしても支払いのないものについて、これ全てではないのですけれども、回収業者への委託といった形の手順を踏んでいるところでございます。

また2ページに戻っていただきまして、②の3つ目になりますけれども、今申し上げましたような回収の手続をしても、なかなかどうしても回収が困難な事案というのはございます。時効期間の経過等々含めてですけれども、理由がいろいろありますけれども極めて回収が困難な債権につきましては、現在は不納欠損処分という扱いをしております。これは、貸借対照表上の資産からも除外をいたします。そして、管理といたしまして一件一件

手処理といえますか、文書で簿外管理をしておりますが、債権はそのまま保有した状態ということで管理をしております。この件数が841件、先ほどの979件とは別ですけれども、841件がございます。その内訳が右側でございます。ほとんどが10万円以下と、1万円未満も436件あるというふうな形で、現在債権を保有した状態で不納欠損処分という形がこういったものがございます。

このように、未収金、あるいは不納欠損処分の案件というのはございますけれども、ほとんどの方はきちんとお支払いをしていただいております。公平負担の観点から悪質な未納者につきましては法的な対応も念頭に置きましてその回収に引き続き努めてまいります。一方、回収が極めて困難と思われる事案につきましては、条例で定める要件を厳格に適応いたしまして、一件一件精査の上、債権放棄の手続きをとらせていただきたいというふうに考えておまして、このたびの条例制定をお願いするものでございます。よろしくお願いを申し上げます。

続きまして、平成28年度の決算認定議案の御説明を、同じく資料の9ページ以下で御説明をさせていただきます。

資料1の9ページでございます。

平成28年度決算の収益的収支、いわゆる3条収支でございますが、これ消費税抜きの金額でお示ししております。

まずは、上段の「収益的収入」でございますが、平成28年度の総収益は、丸囲いをしてありますが、226億7,985万1,000円となっております。一番右の欄に、対27年度決算との差し引きをお示ししておりますが、5億4,688万1,000円の増となっております。

内訳としましては、「1 医業収益」では、入院収益は対27年度で2億5,400万円ほどのマイナス、外来収益につきましては3億5,500万円の増、その他医業収益6,230万円の増で、合計いたしますと1億6,328万1,000円の増となっております。診療単価につきましては、高度で専門性の高い医療を継続的に提供したことにより、入院は4,186円増の8万538円、外来は1,671円増の1万7,091円となっております。

2の5「その他医業外収益」が1億3,815万3,000円のマイナスとなっておりますが、これは有価証券の評価益が1億4,672万3,000円減となったものでございます。

特記事項を右側の吹き出しにお示ししております。

入院収益が減少しておりますが、これは平成28年度診療報酬改定対応として、一般病床40床を休床させたことによる稼働額収入の減によるものです。仮に休床をしなかった場合には、約4億円の収入減が見込まれておりましたので、休床措置によりまして、減少幅を2億5,000万円にとどめることができた、ということにはなりますが、現在、減収を上回る増収を図るべく、地域の医療機関との連携強化を一層進めるとともに、集中的な医療資源の投入等によりまして、在院日数のさらなる短縮とベッドの高回転化の実現に努めているところです。

外来収益増加の主要因としましては、抗がん剤のオプジーボなどの高額薬品を使用する外来患者数の増によりまして、診療単価が増加したためでございます。

続きまして、下段の「収益的支出」でございますが、平成28年度の総費用は、枠囲いしておりますが、221億8,427万1,000円となっております。対27年度で738万5,000円の減となっております。

「2材料費」の薬品費は、対前年度比で3,440万7,000円の増、薬品費の対医業収益比率は0.1%増となっております。当院では、高額医薬品や新薬といった値引率の悪い薬品が多く使用され、しかもそうした薬品の使用数量も増加していることに起因するものでございます。

同じく、「2材料費」の診療材料費でございます。

対前年度比で9,923万9,000円のマイナス、率では0.7%のマイナス、となっております。主な要因を吹き出しに記載しておりますが、2つほど具体例をお示ししておりますが、ベンチマークシステムの活用や同等品への切り替えといったことを、医療現場と事務局が協働して取り組みを進めましたことから、全体として価格競争力がアップし、診療材料費の減につながったものと考えております。

「2医業外費用」が対前年度比8,825万2,000円ほど増加しております。これは、「6雑損失」のうちの控除対象外消費税額が、28年度の機器購入費等の増に伴いまして、7,492万7,000円増加したためでございます。

「3特別損失」が対前年度比9,393万2,000円の大幅な減となっております。これは平成27年度の特異な要因が逆にございました関係で28年度はある意味平年ベースに帰った部分と、平成27年度に調定減の処理のタイミングについての運用を一部変更したといった、事務処理上の技術的なことが要因としてこういった減という形になっております。

次に、右上の枠囲いですが、「純損益」、これがいわゆる黒字、赤字といわれるものですが、平成28年度は4億9,558万円の黒字となっております。一方、経常収支、これは当該年度に特化した特別利益や特別損失を除いたもので、経営状況を示す指標として用いられているものですが、これは5億2,380万7,000円の黒字となっております。今後とも、昨年度策定いたしました経営計画を着実に実行することによりまして、将来にわたって安定した経営基盤の実現につなげてまいりたい、と考えております。

次に、10ページをお願いします。

平成24年度から28年度の間、推移をお示ししております。

上の表ですが、純損益、経常収支等の推移となっております。純損益につきましては、24年度、25年度は黒字、26と27年度は赤字と、なっておりますが、28年度は4億9,600万円ほどの黒字となっております。一方、経常収支につきましては24年度から28年度まで、いずれも黒字となっております。

下の表は、入院収益と外来収益の合計、の推移となっておりますが、着実に増加を続け

ております。

次に、11ページの左の表は、医業費用の推移でございます。下の枠にございますとおり、5年間で1.12倍となり、21億円増加しております。医業費用は医業収益と連動して増加する、という側面はありますが、材料費の値引率のさらなるアップ、委託料の適時の見直し等によりまして、経費の縮減に引き続き取り組んでまいります。

右の表は、「医業収益に占めるそれぞれの費用の割合の推移」でございます。給与比率は50%程度が安定的な黒字経営の一つの目安ともいわれております。材料比率につきましては、経営計画の目標でもります30%切りの実現に向けまして、医薬品の広域的な統一価格による購入等、更なる取り組みの強化を行ってまいります。

続きまして、12ページをお願いします。

右側は、平成24年度から28年度にかけての、患者1人、1日当たりの、診療単価の推移でございます。入院単価は6万7,755円から8万538円へ、外来単価は1万3,406円から1万7,091円へ、それぞれアップしております。

次に、13ページをお願いします。

資本的収支、いわゆる4条収支でございます。将来の収益のための投資等についての勘定でございます。左上の表にございますとおり、平成28年度の総収入は、枠囲いにありますとおり、33億5,388万1,000円、総支出は53億1,738万1,000円でございます。差し引きの不足額、19億6,350万円につきましては内部留保資金等を充当したところでございます。

その内訳でございますが、まず、下の支出の内訳を先に説明させていただきます。

「1建設改良費」の主な内訳を右側に記載しておりますが、医療機器整備費3億7,111万円につきましては、生体情報モニターや汎用人工呼吸器の更新等経費でございます。前年度比、4億1,323万円の減となっております。

資産購入費1億9,331万2,000円につきましては、がんサポートセンター電子カルテシステム、医療機器位置情報システムの導入などを行ったもので、対前年度比では5,108万円ほどのマイナスとなっております。

また、施設整備費19億2,425万8,000円は、がんサポートセンター建設工事費などの経費でございます。

「2企業債等元金償還金」は27億5,250万1,000円で、前年度より4億4,491万8,000円増加しております。

「3構成団体長期借入金償還金」は平成20年度末に予想されました資金不足に対応いたしますため、構成団体の高知県と高知市から借り入れました長期借入金の一部を返還したものでございます。

次に、上の表の収入の内訳ですが、「1企業債」17億5,200万円は先ほど申し上げました医療器機や施設整備等に伴います起債でございます。

また、「2 負担金」は過年度の施設整備や高額医療機器購入に対します構成団体からの負担金でございます。

「4 補助金」421万2,000円は、「へき地医療拠点病院群運営費補助金」として高知県から交付されたものです。

続きまして、下段に移りまして～資金収支の状況～です。

27年度末時点では、「6」の丸枠で囲んでおりますが、51億5,962万7,000円、28年度単年度では、4億1,547万8,000円のマイナスとなっております。28年度末の内部留保資金は47億4,414万9,000円となっております。なお、「3 現金収支を伴わない収支」の内訳は右の吹き出しに記載しているところでございます。

以上で議案の説明を終わらせていただきます。

引き続きまして、なお、右肩上の資料③-2と【平成28年度 決算書】及び資料③-3【平成28年度 決算内容説明書】につきましては、ただ今、概要を御説明させていただきましたので、説明は省略をさせていただきたいと思っております。

続きまして、③-4、『決算審査意見書』の説明をさせていただきます。

1 ページでございますが、

お二方の監査委員に平成28年度決算につきまして審査をいただきまして、「第3 審査の結果」にございますように、

概要読ませさせていただきます。

1 決算諸表は地方公営企業法及び関係法令に準拠し、かつ会計原則に基づき作成され、事業の経営成績及び財政状態を適正に表示しており、事業もその目的に沿って運営されている。また、決算計数は関係帳簿及び証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められたとの御意見をいただいております。

少し飛びますけれども、8 ページをお願いします。

8 ページの3 審査意見でございます。

お時間いただきますが、審査意見読ませさせていただきます。

(1) 経営状況について。

高知医療センターの平成28年度の経営状況は、医業収益が182億260万円で、前年度に比べて1億6,329万円の増、医業費用が205億4,831万円で、前年度に比べ171万円の減となっている。医業収益から医業費用を差し引いた医業損益は23億4,571万円の赤字で、前年度に比べ赤字額が1億6,499万円減少している。

医業損益に医業外収益及び医業外費用を加減した経常損益は5億2,381万円の黒字で、前年度に比べ黒字額が4億5,116万円増加している。これら医業収益及び経常損益が改善した主な原因は、がん化学療法件数の増による外来収益の増加及び固定資産の減価償却費に応じた長期前受金戻入の増加によるものである。

経常損益に特別利益及び特別損失を加減した純損益は4億9,558万円の黒字で、前年度

に比べ5億5,427万円の増加となっている。この主な原因は、過年度損益修正益の増加及び過年度損益修正損の減少によるものである。

累積欠損金は、純損益の黒字を加算した結果、前年度に比べ4億9,558万円減少し、97億345万円となっている。

医療センターでは、平成28年3月に策定した高知医療センター経営計画（計画期間は平成28年度から平成32年度まで）に基づき、安定的な収支の確保を目指す取り組みを進めている。

保険査定の状況及び返却状況は、いずれも大幅に金額が減少し改善が図られているが、病名と診療の不一致など説明不足等による返戻の件数及び金額の増加が認められた。今後は疑義のない保険請求により、収益の遅延を防止するよう院内でのチェック体制を求める。

この他、材料費率については30.8%から30.2%に抑制され、材料費削減の努力が伺えた。今後も材料費率30%の目標達成に向け、さらなる取り組みの強化を求める。

一方、回収不能な債権は的確な経営評価を損なう要因となることから、積極的に不納欠損処分を行う等、経営の効率化を図るよう求める。

上記、改善を着実に実行し、高度急性期病院として県域全体の医療水準の向上に努め、県民、市民の健康回復、維持に貢献する質の高い医療の提供とともに健全な病院経営の維持を求める。

(2) 医療機能面について

医療センターでは、平成29年3月に新たにがんサポートセンターを開設し、従来の放射線治療や化学療法の実質強化に加え、最新鋭のPET/CT装置導入等による検査機能の向上や緩和ケア、患者サービスの拡充が期待されているところである。

一方、小児精神科においては、やむを得ない事情はあるものの病床利用率が前年度より減少し、また懸案となっている精神科では、入院機能を再開するために必要な医師の確保には至っておらず、成人患者の受け入れができない状況が続いている。引き続き大学や関係機関と連携を行い、成人病棟の再開に向けた医師確保の取り組みを求める。あわせて、再開に際して精神科と一般科との円滑な連携が確実に図られるよう体制等の整備を進めることを求める。

(3) 事務局の事務執行について

財務に関する事務については、特段の不適切な会計処理は見受けられなかった。事務の執行に当たっては、法令遵守は当然のこと、引き続き正確で効率的な事務処理の意識を持って取り組むよう求める。また、委託契約や材料費・機器購入等に当たっては、医療スタッフとの協働のもと、一層の費用縮減に取り組み、病院経営の持続的な安定の実現に向けて、事務局がさらなる機能を発揮することを期待すると、こういう審査意見をいただいたところでございます。

最後になりますが、資料の③-5をお願いします。資金不足比率審査意見書でございます。

下から2行目でございますが、

平成28年度決算に基づきまして資金不足比率がどうであったか、経営健全化基準と比較してどうであったかということにつきまして、監査委員に審査いただいたものでございますが、資金不足比率につきましては資金不足額が生じていないために算定されないという結果になっております。

「第3審査の結果」につきましては、

平成28年度決算においては、約4億9,558万円の純利益が生じており、累積欠損金が約97億円に減少している。今後も経営計画に基づく取り組みを着実に進め、健全な経営が認められる。

との御意見を頂戴しております。

以上で提出議案の御説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤 強君） これより質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「どちらか、どちらでもいいのですか、質疑のほうは、議案1・議案2一緒にやるんだ」と言う者あり）

○議長（近藤 強君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） そうしたら、まず債権条例のほうですけども、条例を今このように提案してきたのはなぜなのでしょう。

○議長（近藤 強君） 古味企業長。

○企業長（古味 勉君） 今回提案をさせていただきましたのは、私のほうから来たわけですけども、市のほうは既に債権管理条例を3年か4年ほど前に策定をしております。私自身こちらに来たときにそういった未収債権がある中できちんとした管理をすべきということは意識をしておりました。ただ、県のほうがまだ条例の策定には至っておりませんでしたし、病院のほうは病院のほうで不納欠損の処理を適切にということで処理のほうをされておりましたので、その状態で28年度まで進めてきたということになりますけども、県のほうが本年2月議会ですか、債権管理条例のほうを策定されておりますので、それを受けまして改めて企業団のほうでもそういった条例を制定しまして管理の適正化、そして明らかに回収の見込みのない債権についてはやはりきちんとした形で放棄をすることで整理をすることがやっぱり適切であろうということで、タイミングとしては県の条例制定を受けて今回提案をさせていただきました。

○議長（近藤 強君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） そこは、そしたら県のほうにあわせたということで理解できます。時効が3年の分で、時効を終えたときに債権をその後どう処理するのか、先ほど説

明の分では理解できるところあるんですけど、これが通った場合に、まず先ほどの説明であれば不納欠損処分額の841件、先ほどの表であった979件とは別というふうな説明でしたので、この841件の債権放棄がまずなされるということになると思うのです。これを処理した場合どのような感じの段取りと議会への説明ですけど。

○議長（近藤 強君） 古味企業長。

○企業長（古味 勉君） おっしゃるとおり、不納欠損処理をした債権、簿外管理の債権がございますので、まずこれをどういうふうにするかっていうのをその債権を個々に改めて整理をした上で、やはり回収の見込みが明らかでないものについては条例に基づいて債権放棄のほうをさせていただくと。仮に、不納欠損の基準としてももちろん回収の見込みがないということを前提に不納欠損の処理をしておりますけれども、仮にその後状況の変化とかそういったこともあって見込みが仮にあるというものがございましたら、それについては改めて徴収の努力、そういったことをした上で最終的な取り扱いをまた判断したいと思っております。

○議長（近藤 強君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） あと一点。いただいた資料1で、先ほど説明のあった4ページの部分で、未収金対応処理、滞納未収金が発生してからのプロセスがさっき説明がありましたけど、電話、文書、督促ということで絵がそのまま流れましたけども、この下のほうには米印で電話がつながるまでと。一つは、未収金の場合は粘り強くの対応がどうしても重要なことになってきますけども、このあたりの分はこの下に書かれている米印の分で粘り強さを持たれと思うんですが、そのあたりもう一度対応して、このプロセスでそのまま流れていくような形じゃなくして、あくまでしっかりやっておくというその確認ですけど、いかがでしょうか。

○議長（近藤 強君） 古味企業長。

○企業長（古味 勉君） 具体的なこの部分の患者さんへの連絡については、委託業者でございますソラストのほうが対応してくださっております、かなり力を入れてそういったことで電話連絡のほうはさせていただいておりますというふうにこれは聞いております。

○議長（近藤 強君） 川村議員。

○4番（川村貞夫君） さきに配付されたもの、この資料を修正されたり、あるいは本日資料の追加とか出されておりますので、そういった点では慎重の上にも慎重を、そして内容をわかりやすくということで事務局努力されておるところを評価したいと思います。

その中で、監査のほうの指摘もありましたが、材料費、前から私も材料費がちょっと経営上を考えますと30%で材料費は高いという、これは病院であっても収益上げていかなきゃなりませんので、材料費をどうやって抑えていくかという努力を引き続いてやってもらいたいと思いますが、その中で具体的に抗がん剤オブジーボが出されております。去年100mgのオブジーボを16本、ところが今年は261本、10mgが去年が27本だったのが、去年と

いうか、27年度が27本だったのが28年度は396本というように飛躍的に使っていつているようなんですが、実際にこのオブジーボを使っている先生に現場でのことを聞きたいのですけど。体重によりオブジーボというのは使われると思いますが、130mg投与しなければならないという患者については100mgと20mg 2本ということになりますと、130mgだったら140mgを開封、あけないかんわけです。そうすると10mg残りますわね。これはどんなにしているのか、まず聞きたい。具体的に現場で。

○議長（近藤 強君） 島田副院長。

○副院長（島田安博君） 今御指摘のところでありまして、おっしゃるとおり100mgバイアル1本、20mgバイアル2本で、その分を使いまして残りの10mgに相当する部分は現時点では廃棄します。

○議長（近藤 強君） 川村議員。

○4番（川村貞夫君） オブジーボの単価、半額になったわけですが、現在単価はどれぐらいで。

○副院長（島田安博君） 今、100mgが35万円ぐらいです。それから、20mgがそのほぼ5分の1ぐらいです。それで、今現在は高額の医薬品も従来の医薬品も一般的にはバイアル単位で幾つかの種類がある場合はそれをうまく組み合わせて、最少の費用になるようにはやっておりますけれども、昨今非常に高い薬剤が出てきたということで新聞等言われておりますように残液、残薬を集めて使用するということが今現在厚労省の研究班がこの11月14日に公布をされましたけれども、今動いております。それができるかどうかはまだわかりませんが、年度内に報告書が出るというところまで来ております。

問題点は、その安全性が一つ、要するに複数の患者さんに開封されたものを分けて使うというところの安全性の問題、それからもう一つは保険請求の面で現時点ではバイアル単位でやっているということで、mg単位になったときに一番正確ではあるのですが、保険の請求とのリンクがうまくいかないと病院としては過大請求をしてしまう可能性もある。逆に言えばそれで利益を発生させる可能性もありますので、そのあたりを含めて多分その研究班で検討されることになると思います。高知医療センターに関しては、当面は先ほど言われましたように10mgに関しては現状捨てるを得ないんですけど、同じ日に複数の患者さんがいた場合にはそれを効率的に使うことは理屈では可能なんですけれども、保険請求の面でやはり使用したバイアルをどういうふうに請求するかっていうのはまだルールができておりませんので、当面は廃棄をせざるを得ない。1cc当たり3万円、4万円という非常に高いものでありますので、確かに工夫する必要があるということで、そういう厚労省の班が動き始めたのは事実ですけども、現状はやはり法的に何らかの厚労省からの指示がないとまだほかの抗がん剤への影響も含めて考えないといけないということで、従来どおりの対応をしております。

○議長（近藤 強君） 川村議員。

○4番（川村貞夫君） 丁寧に答えていただきましたので。私、次の質問しようと思ったことを答えていただいたわけですが、できるだけ複数の患者さんに投与を、日を定めてやっていくというようにすれば、廃棄する分が少なく済むんじゃないかというように思っておったんですが、それもなかなか簡単に現場ではできないと。厚労省の指導に基づかなければできないと、現状は無理ということになるわけですか。

○議長（近藤 強君） 島田副院長。

○副院長（島田安博君） 薬液、やはりまとめてくればってということなんですけど、現実にもうちの病院でもオプジーボを使っている方、1日当たり二人か三人くらいです。ですので、それをあわせて手間を考えるとなかなか、大きながんセンターで1日10人、20人とかってやられているところであればかなり効率はいいんですけれども、やはり二、三人くらいのレベルでそれを細かくやっていくというのはなかなか難しいというか、人的な負担がかなりふえてくる、それが一番大きい問題かなと思っております。

○議長（近藤 強君） 川村議員。

○4番（川村貞夫君） 大変な高い薬ですので、ここの材料費が1%下がれば2億2,000万円ぐらいの額が上がってくるわけで、大変な効果というのがあるわけですので、何とぞ現場はそこら辺を十分に配慮した取り組みをしていただきたいなというように思うところです。

次に、診療材料費も減少をしてきておるわけですが、努力しておる中身についてももう少し具体的に説明いただけますか。

○議長（近藤 強君） 古味企業長。

○企業長（古味 勉君） 資料のほうに記載しておりますように、まずディスポ材料、使い捨ての材料っていうのがあるわけなんですけども、それを結局使い過ぎましたらやはり費用はかさみますので、使い捨ての材料が本当に必要な場合にはそれを使うけども、そうでなければリユースのものを使うというような取り組みですとか、価格については全国的にどれぐらいの単価で取引がされているかというようなデータが今ございますので、そういったデータをもとにベンチマークというような形で調達をするときの予定価格を設定をさせていただいたりした上で業者と交渉をする。それから、当然材料の種類がたくさんあると多種少量の発注ということになっていきますので、そのあたりも医療職のほうにいろいろ御協力もいただきながらできるものについては集約をしていくといいますか、共通のものにしていくといったような取り組みなどもさせていただいておるといふふうに認識しております。

○議長（近藤 強君） 川村議員。

○4番（川村貞夫君） その際に、使わずに劣化したため廃棄するとか、あるいは在庫しておいて廃棄するとか、そういった事例というのはないですか。

○議長（近藤 強君） 吉川病院長。

○**病院長（吉川清志君）** 使用期限についてはSPDという委託業者とか、当院の職員が厳密に管理しまして、もし使用期限が来そうになったら別の病院に引き取っていただくとか、そういうことをやりながら、ゼロとは言いませんけれどもほとんど出ないように努力しております。

○**議長（近藤 強君）** 川村議員。

○**4番（川村貞夫君）** 材料費については何とかもう少し努力を、現場も一緒になってひとつお願いしたいと思います。

次に、13ページの下段の内部留保金のことで聞きたいと思いますが、マネーフローの面で苦労しているということはありませんか。

○**議長（近藤 強君）** 古味企業長。

○**企業長（古味 勉君）** 運転資金に関してそれが不足をして金融機関からの一時借入をする必要があるというようなことは現実ございませんので、そういった面ではキャッシュフロー上は特に今のところ問題なく運用できているというふうになっています。

○**議長（近藤 強君）** 川村議員。

○**4番（川村貞夫君）** 決算で内部留保を47億円程度ということですので、これはもう2カ月分程度の金額になるわけですか。これだけの大きな経営の中では苦しいということではないんですか。

○**議長（近藤 強君）** 古味企業長。

○**企業長（古味 勉君）** 2カ月分で大体46億円程度というのは一番多い2カ月分、年度末の段階での2カ月分の支払いと、金額に大体なろうかと思います。ですので、月ごとの支払いもばらつきがありますけども、大体46億円程度あれば資金的には恐らく回るであろうというふうに認識はしています。ただ、現実的にはかなりそういったばらつきもありますので、余裕は一定必要というふうに認識をしております。現在でも一番資金量が少ないときには10億円を切るような金額まで落ちていくときもございますので、やはりプラスアルファの余裕は欲しいというのは正直なところです。

○**議長（近藤 強君）** 川村議員。

○**4番（川村貞夫君）** もう一点。施設設備ともに充実してきましたので、減価償却もかなり出てくるわけですが、今後私ちょっとこの黒字幅が縮小されるのではないかというような危惧しているんですが、その点についてはどのように思われますか。

○**議長（近藤 強君）** 古味企業長。

○**企業長（古味 勉君）** おっしゃるとおりでして、全く楽観できる状況というふうには考えておりません。といいますのも、収益のほうで申し上げますと当然医療費の抑制という流れがある中で当然、国、それから県においても医療費の削減ということが進められると思いますので、収入の確保といったことも状況によってこれまでのように右肩上がり伸びていくということを前提にするわけにはいかないと思っています。

支出に関しましても、やはり投資のほうは一段落をしたというような状況もありますけれども、やはり医療機器、設備関係というのはそれほど長期ではございませんので建物で言えば設備関係を含めて建築後13年を経過しましたので、あと二、三年もすればやはり一定の規模の修繕、そういったものが必要になってくると思っています。

機器については耐用年数が5年程度の機器が中心になりますので、サイクルとしてはそれぐらいでやはり更新という投資が必要になってきます。そこをきちんと平準化するような形で管理をしていかないと、一時的に集中してしまうと収支のバランスが崩れますので厳しい状況になると思っていますので、今後の運営につきましてはとにかくやはり慎重に計画的に進めていく必要があると思っています。

○議長（近藤 強君） 坂本議員。

○7番（坂本茂雄君） 1つだけですが、資料の③の3と③の2の関係で、③の3の3ページ、上から2行目委託料ですね、途中で減額修正して頑張って不用額が1億300万円ほど生じているわけですが、③の2のほうに14ページから17ページにかけて委託金額の一覧がありますけども、特にこの1億円余の不用額が生じた大きな要素、これらそれぞれの入札結果を積み上げるとそんなになったということなのか、大きな要素みたいなものがあれば教えてください。

○議長（近藤 強君） 古味企業長。

○企業長（古味 勉君） 一番大きな要素は、実は医療機器関係の保守契約の見直しをいたしまして、それは従来フルメンテナンスという形で保守契約をしておいたものをスポット契約での保守に切りかえることによって保守委託費の削減というのを図りました。予算編成の段階ではまだそこまでできるかどうかというのが不透明な状況もありましたので、従来どおりの委託費を見込んだ上で、執行していく中でそういった切りかえを進めた関係で、この部分の委託費の削減が6,000万円強あったと思いますので、それが一番大きな要素と思っています。あと、設備関係の保守費などでも削減、不要、そういったものがございましたので、こういった額の不用が出ておると思います。

○議長（近藤 強君） 坂本議員。

○7番（坂本茂雄君） そのスポット点検に見直したことで医療機器が十分機能できるというか、使用できるというスポット点検で大丈夫だというふうな見通しのもとにそういう見直しをされたのですか。

○企業長（古味 勉君） そうですね。

○議長（近藤 強君） 西川局長。

○医療技術局長（西川智彦君） フルメンテナンスというのは、もう部品代全てで組みかえる契約、スポットというのは必ず定期点検をしたうえで契約を結ぶ。大体CTで言いますとフルメンテで大体2,000万円とか、でもスポットにすると大体250万円削減できています。性能が悪くなるとかそういうのは心配ありません。

○議長（近藤 強君） 坂本議員。

○7番（坂本茂雄君） だとしたら、今までどうしてやられてなかったのでしょうか。

○議長（近藤 強君） 西川局長。

○医療技術局長（西川智彦君） P F I の流れで僕が調べたので P F I の流れで P F I で一括されていた。去年、おとしぐらいからちょっとずつ見直しをしていったということです。

○7番（坂本茂雄君） そうしたら、その年々によっていろいろ機器の点検しなければならぬ医療機器があつたりすると、この額がまた減額幅がふえたりとかということもある。

○医療技術局長（西川智彦君） ありますし、もし大きな部品が壊ればその部品代というのが付加されるという年もある。C T の関係が大きくなる。切れると2,000万円ぐらいかかることもあります。それで、全然切れなかったらその2,000万円はいらぬという年もあるという。

○7番（坂本茂雄君） わかりました。

○議長（近藤 強君） 梶原議員。

○副議長（梶原大介君） 済いません、先ほどから答弁されている方は議会審議でございますので、答弁者は挙手の上、議長の指名のもと発言をされるようにお願いします。

○議長（近藤 強君） ほかに質疑はございませんか。

塚地議員。

○9番（塚地佐智君） 決算の説明でもいただいたのですけれども、私は本当によく頑張ってくださいっていて、黒字幅もふえてきてますし、ふえてきているというか黒字経営も続いていますし、頑張ってくださいっていると思うのですけれども、来年度診療報酬の改定という大きな年を迎えるわけです。それで、抑制方法、先ほど古味企業長のほうも懸念をされてました。今の国のほうの議論の状況だと、その抑制方法というのも結構強まっています、今後本当に現場がどんなに努力をしても診療報酬の大幅改定でそこはもうがっかり変化をしてしまうという状況だと思うのですけれども、その点について自治体病院関係とかでこれからどういうふうに充実をさせていくかと、診療報酬を、そういう動きというのはないのでしょうか。

○議長（近藤 強君） 吉川病院長。

○病院長（吉川清志君） 結局、それぞれの病院がそれぞれの機能を持っています。医療センターは高度急性期、急性期医療をやっていると。その機能をしっかり果たしている限り、その診療報酬はついてくると。しかし、急性期と言いつつも実際の診療内容、入院している患者さんが回復期の患者さんが多いということがわかるような指標もありますので、重症度医療看護必要度と言うのですけど、そういうのが低い病院には支払いを少なくしますよというふうに言ってきているわけですから、うちとしてはスタッフをそろえて

高度急性期の医療をしっかりとやっていくと、そういうことによって診療報酬は一定ついてくるだろうというふうに考えているわけですが、細かい変化に対してはそれぞれに見合うような体制を整えていくんですけど、方向としてはそれを進める以外にはないというふうに考えています。

○議長（近藤 強君） 塚地議員。

○9番（塚地佐智君） 全体総額抑制っていう動きがやっぱり出てくるので、そこはぜひ注視して見ていただきたいと思いますし、先ほどオブジーボのお話もありましたが、やっぱり薬価っていうのもあれほどオブジーボの単価が下がって、それでも会社経営はある意味成り立っていて、薬価っていうものは何なんだっていう、国民的にはすごくそういう視点も出てきていまして、その薬価部分を適正化させるということもぜひ現場のほうから私は声は上げていただくことは大事やないかというふうに、それはもう私の意見で、ぜひそういう点もこれからの軽減を考えるということを視野に入れていただいて発信をしていただきたいと、それはお願いでございます。

○議長（近藤 強君） ほかに質疑ございませんか。

寺内議員。

○10番（寺内憲資君） 決算について確認します。

今医療センターとしては企業会計ですので、まず先ほど説明があった3条収支、現金ベースでは企業長から純損益の約4億9,000万円余りの黒字、それから特別損益を除く経常収支も5億2,000万円以上の黒字と非常にいい話で、また監査のほうでも特段もないということで報告あったんですけども、ここで出てくるのは、その企業会計やから資本的収支の4条収支ですね、資料の13ページ、4条収支で先ほどここにもあったように、資本的収支が19億6,000万円余りの赤字と。それからさらに、内部留保資金については4億1,500万円使って実質上今年ベースでは赤字と。だから、現金ベースでは黒字で非常にいいことですが、全体の資本的な部分で言うたら赤字があるということで、ここはどのように評価されているのか、決算のほう。企業長いかがでしょうか。

○議長（近藤 強君） 古味企業長。

○企業長（古味 勉君） おっしゃるとおりですけども、公営企業会計ということで会計の仕組みがこういった形をとられておりまして、一般的に言われる単年度収支の赤字、黒字の数字っていうのは3条収支の経常収支であり、純損益であると。構成からいいますと4条収支はもう資本的収支ですので、これは制度上基本的には赤字になるというものです。その上で最終的におっしゃっているのは資金収支が黒字であれば一番いいわけですが、年度ごとに一定の投資をしたような場合にはどうしてもその資金収支が赤字になる年というのが出てくるのはやむを得ないと思います。最終的に見ていくのは、この部分ではやはり資金がどれだけあって運営に支障がないレベルかどうかというのを管理していくということが肝要と思っていますので、単年度の資金収支の赤字が即その年の運営に問題

があるということではないというふうには認識しています。28年度の赤字の要素は、やはり28年度がんサポートセンターの整備ということで投資を行っておりますので、それに際しまして医療センターの資金も8億円強支出をしております。そういった要素があつての赤ということですので、この点については単年度の特異な要因というふうには認識していません。

○議長（近藤 強君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） その中で、前段のほうで川村議員から質疑もあつて、今のベースの部分は、あくまで安定じゃないよと、懸念の部分、先ほど企業長あつたんですけど、ここで重要なことが、事務方のほうでは、事務部門ではそういうふうには思っていると。そうしたら、医師を超えた医療部門もこれを共有しないといけないと思うんですけど、そのあたりの共有度はいかがでしょうか。今の現状とか。

○議長（近藤 強君） 古味企業長。

○企業長（古味 勉君） できる限り共有をするように心がけております。決算状況につきましては、院内の運営会議ですとかそういった会議の場で一定資料を提出しまして説明のほうをさせていただいておりますし、予算の編成の段階でも来年度に向けての計画の一環という中でいろんな職種の方にアイデア出していただきたいし、意見も出していただきたい、かかわっていただきたいということでお話のほうはさせていただいております。十分かどうかわかりませんが、そういったことも含めて情報を共有するように努力をまたしていきたい。

○病院長（吉川清志君） ちょっといいですか、追加ですけども。

○議長（近藤 強君） 吉川病院長。

○病院長（吉川清志君） 確かに医師がしっかりそのことを理解してくださってないとなかなか進まないわけですけども、共有は毎月の収支とかいろんな問題について医療局協議会というのを毎月開いています。そこで、医療局長が病院の収支がどうだとかということをしっかり話しておりますし、査定の問題も話しておりますし、それから材料費のことについてもこれは医師と事務方が協力してこれだけ下がったということで、その協力体制は以前よりもずっと上がってきているし、医師の認識も上がってきているものと思います。これからももっと医師に理解していただかないとうまくいかないのは確かであります。

○議長（近藤 強君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） 今病院長もそのように言っていて、その中で診療材料費の削減の分でベンチマークシステム活用ということで、これはまさに医師のほうから事務方にいろんな部分をもって共有をしないといけない部分だと思うんですけど、このベンチマークシステムの活用ということを言われてる、これはスムーズにいったるんでしょうか。そのあたりいかがでしょう。

○議長（近藤 強君） 吉川病院長。

○病院長（吉川清志君） ベンチマークシステムは、その材料について大体世間でどれぐらい使われているかということなので、それをもとにうちの病院の価格をたくさん使っていれば下げてほしいということを使うわけですが、これ、医師の協力はどういう面で必要かという、そのものにいろんな医師がそれぞれこれを使いたい、あれを使いたいということではなかなか協力がいいわけですが、だんだんそういうことも協力してくださっているということで価格の交渉がうまくできるようになっている現状だと思います。もちろん、患者さんのためにこれは変えられないというのは仕方ないという形で診療材料を選定しています。

○議長（近藤 強君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） 今度は医師側の部分で、今現金ベースで黒字化になるってことは、医師も努力をしていただいて非常に多忙になっていると思うんです。今よくサラリーマンでも言われている勤務時間外ですね、100時間以上の労働と言われますけど、医師の勤務について過剰な労働になって健康管理とか、体調管理とか、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（近藤 強君） 吉川病院長。

○病院長（吉川清志君） その診療科により時間外勤務の時間が長い診療科の医師、それほどでもない医師はいます。ある一定の患者さんがいるとそれがなかなかその縮減できないような科もあるのは確かなんですけれども、チーム医療を進めるとか、それから当直あけにはできるだけ自分の仕事をしたら帰るようにとか、そういうふうなことを進めながらワーク・ライフ・バランスを保つようという指導はしています。特に、どういうことをやるか、チーム医療では医療秘書さんもたくさんうちに入れていきますので、その方たちが医師の事務作業補助をしてくださって、診断書とかいろんなことに対して時間を医者が割かなくていいとか、そういう小さいことですが一つ一つ積み上げて医師の負担を軽減するようにはしていますけれども、言われるように救急とか、医師の仕事量がこれだけある、医師の人数がこれだけであると、そしたらそのバランスによって時間外もある程度発生してしまうという現状はあります。だから、どちらかを仕事量を少なくする、医師をふやすとか、そうしないと根本的には解決できない問題であります。

○議長（近藤 強君） 寺内議員。

○10番（寺内憲資君） 病院長、医師の健康管理、体調管理等をしながら頑張っていたきたいと思います。

○議長（近藤 強君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

○議長（近藤 強君） 質疑なしと認めます。よって、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し、直ちに採決に入ることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

○議長（近藤 強君） 御異議ないものと認めます。よって、さよう決しました。

—————◇——◇—————

採 決

○議長（近藤 強君） これより採決に入ります。

議第1号「高知県・高知市病院企業団 債権管理条例議案」を採決いたします。

本議案を、原案のとおり決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（近藤 強君） 全員挙手であります。よって、本議案は可決されました。

次に、議第2号「平成28年度 高知県・高知市病院企業団 病院事業会計決算」を採決いたします。

本議案を、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（近藤 強君） 全員挙手であります。よって、本議案は認定されました。

以上をもって、今期定例会提出の案件を、議了いたしました。

これをもちまして、平成29年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会を閉会いたします。

午前11時10分 閉会

29高病企第470号
平成29年12月5日

高知県・高知市病院企業団議会議長 近藤 強 様

高知県・高知市病院企業団企業長 古味 勉

議案の提出について

平成29年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会に、次に記載する議案を別紙のとおり提出します。

議第1号 高知県・高知市病院企業団債権管理条例議案

議第2号 平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算

平成29年12月高知県・高知市病院企業団議会定例会議決一覧表

事件の 番号	件 名	議決結 果	議決 年月日
議第1号	高知県・高知市病院企業団債権管理条例議案	可決	29.12.5
議第2号	平成28年度高知県・高知市病院企業団病院事業会計決算	認定	29.12.5